

ご注意

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和3年11月30日 関川村長 あて		（特別徴収義務者） 給与支払者	所在地	〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関912												特別徴収義務者指定番号		2345	
			名称	(株)関川物産												宛 名 番 号		12345	
			個人番号 又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	連絡者の 氏名 電話番号	係	総務課 給与係	
			代表者の 職氏名印	代表取締役 関川太郎 ㊞													氏名	関川花子	
																	電話	(0254) 64-1451	
給与所得者	フリガナ												(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動後の未徴収	1月1日以降 退職時までの 給与支払額	退職手当等の 支払額(支払 予定額)
	氏 名		新潟太郎 (旧姓)													異動事由	税 額 の 徴 収		
	個人番号		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						
	住	1月1日 現在	関川村大字下関1番地										120,000 円	6 月分から 11 月分まで 円	12 月分から 5 月分まで 円	R3・11・30 ①退職 ②転勤 ③休職・長欠 ④死亡 ⑤会社解散 ⑥住所誤報 ⑦少額給与 ⑧支払不定期 ⑨事業専従者	②一括徴収 未徴収税額を 全額徴収して納 付する。 ③普通徴収 未徴収税額を本 人が納付する。 ※一括徴収でき ない理由欄を記	2,200,000 円	600,000 円
所	異動後の住所											60,000 円						60,000 円	3. 普通徴収 未徴収税額を本 人が納付する。 ※一括徴収でき ない理由欄を記

太枠の中を記入してください。

普通徴収の場合、村から本人へ納税通知書を送付し、納めていただきますのでその旨本人にご連絡く

一括徴収の
納入月等は
必ず記入し
てください

新勤務先は前勤務先から異動届出書を受けましたらこの欄と給与所得者の個人番号に記入し、本へ提出してください。

◎一括徴収等 ※給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

右のとおり一括徴収してください。 令和 3 年 11 月 30 日 氏名 新潟太郎 (印)	一括徴収予定額	60,000 円	一括徴収できない理由
	一括徴収した税額は、 令和 3 年 11 月 30 日	12 月分で納入します	1. (ウ)を超える給与等の支払がないため 2. その他 []

退職者の未徴収税額は、なるべく一括徴収の方法で納入して下さるようお願いいたします。

転勤等による特別徴収届出書(左欄外の注意書きを参照してください)

月割額 円 を 月分から徴 収し納入します。	新給与支払者 （特別徴収義務者）	所在地	〒 ー		特別徴収義務者 指 定 番 号			新 規 ↓
		フリガナ			連絡者の 係	係		
		名 称				係・氏名	氏名	
		代表者の 職氏名印	(印)		電 話 番 号		電 話	()

(注)1月1日から4月30日までの間の退職者で未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

関川村で初めて特別徴収する場合は○で囲んでください。

1「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。

2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は前勤務先では記載せず新勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は記入せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では下段の事項を記入し、一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。